

調整係数について（その4）

1. 背景

- これまでの検討において、激変緩和措置の取扱いについては概ねの方向性は了承された。診療報酬改定に向けて、調整係数に関するその他の課題について引き続き整理する必要がある。

2. 具体的な検討

(1) 課題

- 平成30年度以降の医療機関別係数は、基本的には基礎係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱで構成されることとなる。一方で、これまでの検討を踏まえた今後の対応では、診療報酬改定年度においては、医療機関毎に必要な応じてプラス緩和措置とマイナス緩和措置を行うことされており、このため、これらの激変緩和措置に係る具体的な評価手法の設定が必要となる。
- また、新たにDPC/PDPSに参加する医療機関については、出来高報酬をベースとした激変緩和措置を行うことは調整係数と同様の弊害が考えられるため、一定の方法で設定した基準値に基づく推計診療報酬変動率の評価が必要と考えられる。

(2) 対応方針（案）

- 激変緩和措置の具体的な方法として、診療報酬改定のある年度についてのみ、医療機関別係数の設定の際に基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱに追加して、係数として激変緩和措置に係る差分の補正を行ってはどうか（「激変緩和係数」）。
- 新たにDPC/PDPSに参加する医療機関について推計診療報酬変動率がマイナスに大きくなり、マイナス緩和措置の対象となった場合については、改めて当該医療機関の出来高算定実績に代えて、当該医療機関が所属する医療機関群の平均的な医療機関別係数の値を用いて推計診療報酬変動率を測定し、その結果、マイナス緩和措置の対象となった場合についてのみ、その差分を-2%とするような措置を行ってはどうか。